

変更届添付書類一覧表（代表的なもの）

変更内容	社名変更 会社所在地変更	役員・株主変更			車両変更		業の廃止
		代表取締役 変更	役員・株主 就任	役員・株主 退任	車両導入	車両廃止	
登記簿謄本	○	○	○	○	—	—	—
住民票※1 本籍記載のもの 個人番号 (マイナンバー) が未記載のもの	—	就任した 役員分	就任した役 員・株主分	—	—	—	—
車両一覧表	—	—	—	—	○	○	—
車両写真 車検証写※2	—	—	—	—	○	—	—
誓約書	—	○	○	—	—	—	—
その他	会社付近の地図 (所在地変更時)	新旧 対照表	新旧 対照表	新旧 対照表	新旧 対照表	新旧 対照表	
豊橋市発行の 許可証	提出時又は 後日返納	提出時又は 後日返納	—	—	—	—	提出時返納

(注意)

- ◆ 提出書類は、正本と副本で2部作成してください。
- ◆ 更新申請と変更届を同日付けで提出する場合の添付書類については、更新申請書に原本があれば変更届はコピーでも構いません。
- ◆ 郵送で届出をされる方は副本を受付後返送いたしますので、提出書類に日付を記載し、あて先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ◆ 社名・会社所在地・代表者の変更の場合は、許可証の書換えが必要となります。郵送にて副本と許可証の受取りを希望される場合は、あて先を記入した「角2サイズ」の封筒に、必要金額分の切手を貼付してください。(許可証は配達証明以外では送付いたしません。)  
「郵便料金の内容：一般書留・配達証明・定形外郵便物（100gまで）」
- ◆ 欠格要件に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。

※1 平成29年5月15日より、省令改正に伴い下記のように改定されました。

- ・ 変更（廃止）後、10日以内に提出してください。
- ・ 法人にあつて、住所、役員などの変更登記を伴い、登記事項証明書の添付が必要となる場合は、変更後30日以内に提出してください。

※2 令和5年1月1日より、自動車検査証の電子化に伴い下記のように添付書類を改定しました。

- ・ 電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項を添付してください。
- ・ 車両を借用する場合は、賃貸借契約書の写しも添付してください。